

石油製品販売業者等の皆様

事業所の開設・廃止等を行った場合、 届出の義務があります！

該当事例

◆給油所を開設・閉鎖・休止（1カ月を超えるもの）する場合

☞（根拠）地方税法第144条の34第1項、同法施行規則第8条の45第1項

◆既に提出している届出内容に異動が生じた場合

例：法人の商号変更、代表者の変更、事業所の移転・名称変更など

☞（根拠）地方税法第144条の34第3項、同法施行規則第8条の45第3項

届出様式

◆事業の開廃等の届出書（地方税法施行規則第16号の35様式）

※届出事由によって添付書類が異なりますので、まずは届出先の県税事務所にお問合せください。

茨城県ホームページ（ホーム>申請・届出様式ダウンロードサービス>暮らし>
税金>軽油引取税関係>事業の開廃等の届出書）

https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/keiyu/16_35.html



届出先

主たる事務所又は事業所の所在地を所管する県税事務所が届出先です。

・水戸県税事務所	水戸市柵町1-3-1	029-221-4800
・常陸太田県税事務所	常陸太田市山下町4119	0294-80-3311
・行方県税事務所	行方市麻生1700-6	0299-72-0483
・土浦県税事務所	土浦市真鍋5-17-26	029-822-7212
・筑西県税事務所	筑西市二木成615	0296-24-9192



茨城県

Ibaraki Prefectural Government